

坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領

制 定 昭和57年 9月 1日 管理者決裁

最終改正 平成28年 4月 1日 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事の請負、設計・調査・測量、物品の納入及びその他の業務委託等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札、その他の入札並びに随意契約（以下「入札等」という。）における入札結果等を公表し、透明性、客観性及び競争性の確保を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(入札等執行前の公表内容)

第2条 入札等執行前の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、指名通知後に公表するものとする。ただし、一般競争入札の場合は、入札の公告をもって公表に代えるものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 入札等の（予定）年月日
- (3) 指名業者名（随意契約のみ。）
- (4) 入札等対象額（設計額）（随意契約、技術提案型競争入札の一部を除く。）

(入札等執行後の公表内容)

第3条 入札等執行後の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、入札結果等の報告の決裁後（随意契約及び技術提案型競争入札にあつては、契約の相手方の決定後）、入札経過調書又は見積開封記録の様式により公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 指名業者（随意契約を除く。）
- (3) 最低制限価格（随意契約、技術提案型競争入札の一部を除く。）
- (4) 入札等の経過（全入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額）
- (5) 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は決定額、技術提案型競争入札にあつては、技術提案審査結果を含む。）
- (6) 積算内訳（入札に付した建設工事に限る。ただし、標準的な積算を行わない工事は除く。）

2 前項第6号の事項は、設計書の様式により契約締結後に公表するものとし、記載する内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容（主工種、工期、工事概要）
- (4) 工事区分、工種、種別（種目、科目、中科目）については、それぞれの名称、単位、

数量及び金額

(5) 細別、規格については細別名、数量及び規格

(6) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、単位、数量及び金額

(公表内容の変更)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等請負業者指名委員会に諮り、前2条に規定する公表内容の事項について変更することができる。

(公表の制限)

第5条 入札等が不調となった場合は、不調となった旨のみを公表し、次の各号に定めるところにより公表するものとする。

(1) 再入札に付する場合 再入札等執行後の入札結果等の公表時

(2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後（この場合、最終の見積結果も併せて公表するものとする。）

(公表方法・場所)

第6条 入札結果等の公表方法は、原則として自由閲覧方式とし、閲覧場所は入札等を執行した事務局長の指定する場所とする。

2 第2条及び第3条（第1項第6号を除く。）に掲げる事項のうち、入札に付した入札結果等の公表は、その概要をインターネットにより併せて行うものとする。

(閲覧の期間)

第7条 閲覧の期間は、原則として入札等を執行した翌年度から起算して5年以内とする。ただし、当該文書の保存年限を経過したものは除くものとする。

附 則

この要領は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成10年11月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 平成10年3月31日までに執行した入札等に係る公表については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年9月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成17年8月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 平成17年3月31日までに執行した入札等に係る公表については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年5月1日以降に入札公告または指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日以降に入札公告または指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告または指名通知する入札から適用する。